## 大阪府の提案に関する対応方針

管理番号	提案事項 (事項名)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針の記載内容
253	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	内閣府 文部科学省 厚生労働省	大 原 都 府 府 府 縣 県 県 県 東 重 合	(H29.12.26閣議決定)  5【内閣府】 (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18 法77) 以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定ごども園以外の認定ごども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び8項並携型認定ごども園以外の認定ごども園を認定する場合の協議(3条7項) ・幼保連携型認定ごども園以外の認定ごども園を認定する場合の協議(3条7項) ・幼保連携型認定ごども園以外の認定ごども園を認定をしない旨及び理由の通知(3条9項) ・幼保連携型認定ごども園以外の認定ごども園を認定した場合のの論書の写しの送付(3条10項) ・幼保連携型認定ごども園以外の認定ごども園を認定した場合の公示(3条11項) ・幼保連携型認定ごども園以外の認定ごども園を設置した場合の公示をした際の資料の提出(3条12項) ・幼保連携型認定ごども園以外の認定ごども園を設置した場合の公示をした際の資料の提出(3条12項) ・幼保連携型認定ごども園以外の認定ごども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定ごども園以外の認定ごども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定ごども園以外の認定ごども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定ごども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定ごども園以外の認定こども園の教告の徴収等(30条) (関係府省:文部科学省及び厚生労働省) (2)子ども・子育て支援法(平24 法65) (i)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務(34条1項1号) ・教育・保育施設の確認の取消し等(40条1項2号) (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
255	子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議に係る事務負担の軽減	内閣府	大 京兵和德京大神関 府 府県山県市市市広 原本 東東 県 市市市広 東	6【内閣府】 (19)子ども・子育て支援法(平24 法65) (iii)特定教育・保育施設の利用定員の設定又は変更に係る市町村長から都道府県知事への 同意を要しない協議(31 条3項及び32 条3項)については、届出とする。
257	保育所等の人員配置基準の緩和	内閣府厚生労働省	大 京兵和大阪 都庫歌阪 帝 府県山市	(参考) 6[内閣府] (18)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18 法77) (i)幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令1) 5条3項)等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30 年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、配置基準等を満たさななった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29 年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。(関係府省:文部科学省及び厚生労働省) 6[厚生労働省] (3)児童福祉法(昭22 法164) (i)保育所における保育士の配置基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23 厚生省令63)33 条)に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30 年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29 年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育土確保の取組を支援する。 (29)就学前の子どもに関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)5条3項)等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。その結果に基づいて必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:内閣府及び文部科学省)

管理番号	提案事項 (事項名)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針の記載内容 (H29.12.26閣議決定)
258	保育室等の居室面積基準の緩和	内閣府 厚生労働省	大 原 府 府 府 原 県 山市	6【内閣府】 (18)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18 法77) (ii)幼保連携型認定にども園の居室の床面積に関する条例制定の基準については、13 条2項の 規定により、「従うべき基準」とされているが、一部の区域に限り、一時的措置として「標準」とする。 (関係府省:厚生労働省) 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22 法164) (ii)保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 附則第四条の基準を定める省令(平23 厚生労働省令計12))については、市町村(特別区を含む。 以下この事項において同じ。)が保育の受け四整備のための土地確保施策を行ってむお、当該 市町村における土地確保が困難であり、その旨が当該市町村により明らかにされている場合の 公示地価要件の在り方について検討し、平成29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な 措置を請ずる。 また、本特例の適用期間(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に 関する政令(平23 政令289))の延長についても併せて検討し、平成29 年度中に結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (29)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (ii)幼保連携型認定にども園の居室の床面積に関する条例制定の基準については、13条2項の規定 により、「従うへき基準」とされているが、一部の区域に限り、一時的措置として「標準」とする。 (関係府省: 内閣府)
259	保育所等の設置に係る採光基準の緩和	内閣府 厚生労働省 国土交通省	大阪府 京都府県 和県県 和阪市	6【内閣府】 (9)建築基準法(昭25 法201) 居室の採光基準については、既存建築物から保育所への転用等を促進するため、保育所の 保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化、土地利用の現況に応じた採光補正係数の 選択制の導入、一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化を図ることとし、 平成29 年度中に告示を改正する。 (関係府省:厚生労働省及び国土交通省)
262	就職準備金の貸付対象緩和など保育士確保施策の充実	厚生労働省	大 京兵和徳京大神関 都庫歌島都阪戸西府 府県山県市市市広戸西 東	 (参考) 6【厚生労働省】 (39)保育士修学資金貸付等制度実施要綱 保育士修学資金貸付等制度実施要綱(平28 厚生労働事務次官)のうち、就職準備金貸付について は、一層の活用を図るため、当該貸付制度の取組実績を公表するなどの取組を平成29 年度中に 行う。
263	子育で短期支援事業の実施施設に関する 規制緩和	厚生労働省	大 滋京兵和鳥德京関 質都庫歌取島都西府 県府県山県県市市域県県市市域連	6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (xii)子育て短期支援事業(6条の3第3項)の実施施設については、子育て短期支援事業の 実施先として、里親支援機関が委託する里親(6条の4)を対象とすることも含め、課題を整理しながら 検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
265	「空家等対策の推進に関する特別措置法」 における所有者の所在を特定する手段拡大	個人情報保 護委員会 総務省 国土交通省	大 滋兵和德京大堺 領庫歌島都阪市 県県山県市市	6【個人情報保護委員会】 (1)郵便法(昭22 法165)、個人情報の保護に関する法律(平15 法57)及び空家等対策の推進 に関する特別措置法(平26 法127)市町村が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき 空家等の所有者等の把握に関し必要な情報として郵便の転送情報を求めた場合の取扱いについて は、当該情報の信書の秘密への該当性に留意しつつ、当該情報提供の可否及び「郵便事業分野に おける個人情報保護に関するガイドライン」(平20 総務省)等の改正について、引き続き検討する。 (関係府省:総務省及び国土交通省)
256	安心こども基金の実施期間の延長	厚生労働省	大 京兵和德大神関 府 府県山県市市広 原戸西広 原戸西広 東	【関係府省における予算編成過程での検討を求める提案についての最終的な調整結果】 (H302.19公表) 安心こども基金の実施期間については、今後、「安心こども基金管理運営要領」を改正し、平成32 (2020)年度末まで延長する予定である。 2か年に及ぶ整備事業についても実施可能となる。
260	認可外保育施設に対する補助条件の見直し	内閣府 厚生労働省	大 京兵和德大神陽 京兵和德大神関 京兵和德大神関 東市市域 連合	【関係府省における予算編成過程での検討を求める提案についての最終的な調整結果】 (旧302.19公表) 現状においては、認可外保育施設が、認可保育園のみでは受けきることができない保育ニーズに応えている側面があるが、保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所等を増やしていくことが望ましいと考えている。このため、認可化移行運営費支援事業等により、認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設に対して支援を行っているところであり、認可化移行を前提としない認可外保育施設を本事業の補助対象とすることについては、対応が困難である。 なお、平成30年度予算案においては、本事業の補助基準額の拡充を行うこととしているところ。また、移行のための改修費や移転費については、別の補助メニューにより補助の対象となっているので、既存の補助事業も活用いただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針の記載内容 (H29.12.26閣議決定)
261	公定価格の賃借料加算の実勢価格に応じ た改定	内閣府厚生労働省	大 原 都 原 明 和 原 和 原 明 和 原 明 和 原 明 中 市 原 具 和 大 神 関 西 市 広 域 連 合	【関係府省における予算編成過程での検討を求める提案についての最終的な調整結果】 (H30.2.19公表) 公定価格の賃借料加算については、平成28年度には大幅な改善を行ったところ。さらに、厚生労働省において、賃借料加算の金額と比べ局地的に実際の賃借料が大きく超過している保育園等を対象に、その超過額の一部を補助する、都市部における保育園への賃借料支援事業(平成29年度創設)を行っており、都市部における保育所の運営を支援してきているところであり、こうした取組を引き続き実施してまいりたい。